

(地 479)

令和 2 年 3 月 1 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

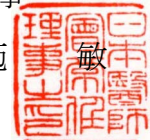
公益社団法人 日本医師会副会長

中 川 俊 男



公益社団法人 日本医師会常任理事

釜 范



病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録の通年化について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より、地方厚生（支）局医療課長等に対し、表記の通知が発出されると共に、本会に対しても了知方依頼がありました。

入院分の電子レセプトにおいて、毎年6月診療分であって7月請求分である電子レセプトに病棟コードを記録することについては、「病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録について」(平成28年3月30日付(地I327))にて貴会にご案内申し上げます。

本通知は、病床機能報告制度における入院患者に提供する医療の内容について、季節変動を踏まえた現状把握に取り組むことができるよう、令和3年度以降なるべく早期に報告対象期間を通年化するため、全診療月の入院分の電子レセプトに病棟コードを記録することについて周知を依頼するものです。

記録の対象となる医療機関等に変更は無く、一般病床及び療養病床を有する病院で、電子レセプトにより診療報酬請求を行っている医療機関です。なお、有床診療所は1病棟として取り扱うため、引き続き病棟コードの記録は不要とされており。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の医師会及び関係医療機関等への周知につきご高配を賜りますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 1 6 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録の通年化について

標記について、別添のとおり、地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）並びに都道府県衛生主管部（局）にあて通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

(担当)

厚生労働省医政局地域医療計画課
板井、宇野

TEL 03-3595-2186

E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp

医政地発 0316 第 1 号
令和 2 年 3 月 16 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）

病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録の通年化について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」が施行され、これにより改正された医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 に基づき、一般病床又は療養病床を有する医療機関は、当該病床において担っている医療機能の現状と今後の方向、提供している医療の内容等を、都道府県に報告（以下「病床機能報告制度」という。）することとなっている。

これまで、「病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録について」（平成 28 年 3 月 25 日付け医政地発 0325 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「平成 28 年課長通知」という。）において、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第 1 条第 1 項に規定する電子情報処理組織の使用による費用の請求及び光ディスク等を用いた費用の請求（以下「電子レセプト」という。）への病棟情報（以下「病棟コード」という。）の記録に必要な留意事項等を示し、毎年 6 月診療分であって 7 月請求分である入院分の電子レセプトに病棟コードを記録することとしていた。

今般、厚生労働省においては病床機能報告制度における入院患者に提供する医療の内容について、季節変動を踏まえた現状把握に取り組むことができるよう、令和 3 年度以降なるべく早期に当該内容についての報告対象期間を通年化することとしたことから、改めて下記のとおり必要な留意事項等を示すので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び保険者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、平成 28 年課長通知は本通知をもって廃止する。

記

第1 電子レセプトへの病棟情報の記録の趣旨

病床機能報告制度においては、医療機関が簡便な方法により報告が可能となるよう、入院患者に提供する医療の内容の項目については、電子レセプトを活用しており、電子レセプトに病棟コードを記録することにより病棟単位での入院患者に提供する医療の内容を把握するものである。

これにより、病床機能報告における報告項目について、病棟単位での分析が可能となり、また、報告項目の報告対象期間を通年化することにより、季節変動を踏まえた分析も可能となることから、今後、病床機能報告制度の改善に向けた検討を進めるとともに、地域において、当該情報を関係者間で共有することで、機能分化・連携に資するものとなる。

第2 電子レセプトへの病棟情報の記録の内容

1 記録の対象となる医療機関

一般病床及び療養病床を有する病院であって、電子レセプトにより診療報酬請求を行っている医療機関。なお、有床診療所については、1病棟として取り扱うため、病棟コードの記録は不要とする。

2 具体的な記録方法

現在、6月診療分であって7月請求分である入院分の診療報酬請求において、入院基本料等を算定する病棟を基本として、当該病棟の病棟コードを電子レセプトに記録することとしているが、令和2年度診療報酬改定に伴うシステム改修等に併せて、全診療月の入院分の電子レセプトに病棟コードを記録すること。

なお、自費等で入院している患者については、一連の入院期間中に診療報酬請求が発生しない場合は病棟コードの記録はないが、診療報酬請求が発生する場合には、入院基本料等の算定の有無に関わらず、入院分の電子レセプトに病棟コードを記録すること。

電子レセプトへの具体的な記録方法の参考として、「病床機能報告に関する電子レセプト作成の手引き」や、電子レセプトへの病棟コード記録に係る「病床機能報告用マスターファイル」及び「病床機能報告用マスターファイル仕様」等の資料を、病床機能報告制度ホームページに掲載している。

対象となる医療機関は、当該ホームページを参照の上、各病棟に対応する病棟コードを管理すること。

(病床機能報告制度ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

第3 留意事項

電子レセプトに記録された病棟コードは、審査支払機関を通じて医療保険者に提供されることとなるが、当該病棟コードは病床機能報告制度の運用のために導入するものであり、診療報酬の審査支払に利用することのないよう御留意いただきたい。

なお、病床機能報告制度における入院患者に提供する医療の内容についての報告対象期間の通年化の適用時期については、対象となる医療機関のレセプトコンピュータ等の改修状況等を踏まえ追って知らせることとする。